

情報システム監査および保証業務の専門性およびそのような業務を実施するために必要なスキルには、情報システム監査および保証業務に専ら適用される基準が必要となる。情報システム監査および保証業務基準の策定と普及は、ISACA®の職業的専門家による監査業界に対する貢献の基礎となる。

情報システム監査および保証業務基準は、情報システム監査と監査報告の必須要件を規定し、以下の情報を提供する。

- 情報システム監査および保証業務の専門家に対し、ISACA 職業倫理規定 (ISACA Code of Professional Ethics) に規定された職業的専門家の責任を果たすために必要な、最低限許容可能な実施水準
- 経営者およびその他の関係者からの、業務実施者の作業に関する職業的専門家への期待
- CISA® (Certified Information Systems Auditor®) 資格保有者に対し、その要件。この基準に違反すると、ISACA 理事会または関係する委員会により CISA 保有者の行為が調査され、最終的に懲戒処分となる場合がある。

情報システム監査および保証業務の専門家は、業務が ISACA 情報システム監査および保証業務基準またはその他の適用される職業的専門家としての基準に従って実施されたという表明文を、必要に応じて各自の作業において含めるべきである。

情報システム監査および保証業務の専門家のための ITAF™ フレームワークは、以下の複数レベルのガイダンスを提供している。

- **基準**は、次の 3 つに分類される。
  - 一般基準 (1000 シリーズ) - 情報システム監査および保証業務の専門家が活動するガイダンスとなる原則。これはすべての業務の実施に適用され、情報システム監査および保証業務の専門家の倫理、独立性、客観性および正当な注意、ならびに知識、能力およびスキルに関するものである。「基準」の記述 (太字表記) は必須事項である。
  - 実施基準 (1200 シリーズ) - 計画と監督、範囲の決定、リスクと重要性、資源の動員、監督と業務割り当ての管理、監査および保証業務の証拠、職業的専門家としての判断と正当な注意等、業務の実施に関するものである。
  - 報告基準 (1400 シリーズ) - 報告書の種類、伝達手段および伝達される情報に関するものである。
- **ガイドライン**は、基準を支援するものであり、同様に 3 つに分類される。
  - 一般ガイドライン (2000 シリーズ)
  - 実施ガイドライン (2200 シリーズ)
  - 報告ガイドライン (2400 シリーズ)
- **ツールと技法**は、情報システム監査および保証業務の専門家のための追加的ガイダンス、例えばホワイトペーパー、情報システム監査・保証業務手続書、COBIT® 5 製品シリーズ、を提供する。

ITAF で使用する用語のオンライン用語集が [www.isaca.org/glossary](http://www.isaca.org/glossary) で提供されている。

**免責条項:** ISACA は、ISACA の職業倫理規定 (ISACA Code of Professional Ethics) に規定された職業的専門家の責任を果たすために必要な最低限許容可能な実施水準として、当ガイダンスを策定した。ISACA は当文書の利用が成功する結果を保証するとは主張していない。当出版物は、適切な手続やテストをすべて含むものではなく、また同じ結果を得るための他の手続やテストを排除するものではない。個別の手続やテストの妥当性を判断する際、統制の専門家は、特定のシステムや情報システム環境から生じる特定の統制の状況に対し、自らの職業的専門家としての判断を適用すべきである。

ISACA の Carrier Management Committee (PSCMC) は、基準およびガイダンスの策定に際して広範な意見聴取に取り組んでいる。ドキュメントの発行に先立ち、パブリックコメントを得るため国際的に公開草案を公表する。コメントは、E メール ([standards@isaca.org](mailto:standards@isaca.org))、ファクス (+1.847.253.1443) または郵送 (ISACA International Headquarters, 3701 Algonquin Road, Suite 1010, Rolling Meadows, IL 60008-3105, USA) で、Director of Professional Standards Development 宛に提出できる。

<b>ISACA 2012-2013 Professional Standards and Career Management Committee</b>	
<b>Steven E. Sizemore, CISA, CIA, CGAP, Chairperson</b>	<b>Texas Health and Human Services Commission, USA</b>
<b>Christopher Nigel Cooper, CISM, CITP, FBCS, M.Inst.ISP</b>	<b>HP Enterprises Security Services, UK</b>
<b>Ronald E. Franke, CISA, CRISC, CFE, CIA, CICA</b>	<b>Myers and Stauffer LC, USA</b>
<b>Murari Kalyanaramani, CISA, CISM, CRISC, CISSP, CBCP</b>	<b>British American Tobacco IT Services, Malaysia</b>
<b>Alisdair McKenzie, CISA, CISSP, ITCP</b>	<b>IS Assurance Services, New Zealand</b>
<b>坂川 克己, CISA, CRISC, PMP</b>	<b>株式会社 JIEC, Japan</b>
<b>Ian Sanderson, CISA, CRISC, FCA</b>	<b>NATO, Belgium</b>
<b>Timothy Smith, CISA, CISSP, CPA</b>	<b>LPL Financial, USA</b>
<b>Rodolfo Szuster, CISA, CA, CBA, CIA</b>	<b>Tarshop S.A., Argentina</b>

## 情報システム監査および保証業務基準 1008 規準

### 基準

- 1008.1** 情報システム監査および保証業務の専門家は、主題を評価する規準を選択すること。この規準は、客観性、完全性、目的適合性、測定可能性、理解可能性を備え、広く認識され、規範性があり、かつ報告書のすべての読者と利用者が理解でき、入手可能なものであること。
- 1008.2** 情報システムの監査および保証業務の専門家は、規準の出典を考慮し、より知名度の低い規準を受け入れる前に、関連の権威ある団体が公表した規準を重視すること。
- 

### 重要事項

情報システム監査および保証業務の専門家は、以下を満たすべきである。

- ・ 規準の選択を慎重に検討し、選択を正当化できるようにする。
- ・ 職業的専門家としての判断に基づき、規準を適用した場合に、この規準の利用により、読者や利用者の判断を誤らせないような適正かつ客観的な意見または結論が構築できることを保証する。経営者が、必ずしもすべての要求事項を満たさない規準を提案することがあることが確認されている。
- ・ 業務の要求事項の決定において、規準の適切性および利用可能性を検討する。
- ・ 規準が容易に入手できない場合、不完全な場合または解釈が必要となる場合には、報告書が適正、客観的かつ理解可能であること、および規準の利用状況が報告書に含まれることを確保するために必要な記述およびその他の情報を含める。

主題の評価規準の適切性を次の5つの適切性規準に照らして評価すべきである。

- ・ **客観性**-規準は、職業的専門家の発見事項および結論に悪影響を与え、その結果、報告書の利用者の判断を誤らせるような偏向のないものとすべきである。
- ・ **網羅性**-規準は、主題に関する職業的専門家の結論に影響する可能性のあるすべての規準を識別し、情報システムの監査または保証業務の実施において利用できるよう、十分に網羅的なものとすべきである。
- ・ **目的適合性**-規準は、主題に関連性するものとすべきであり、情報システムの監査または保証業務の目的に適合する発見事項および結論に貢献するものとすべきである。
- ・ **測定可能性**-規準は、同様の状況において異なる職業的専門家によって適用された場合に、主題の一貫した測定および一貫した結論の構築を可能にするものとすべきである。
- ・ **理解可能性**-規準は、明瞭に伝達され、想定利用者によって著しく異なる解釈をもたらすことのないものとすべきである。

規準の受入可能性は、職業的専門家の報告書の利用者が保証業務および発見事項と結論の適合性の基礎を理解するための規準の利用可能性の影響を受ける。規準の情報源には以下のようなものが含まれる。

- ・ **認知されている**-規準は、十分に周知されているものとすべきであり、それにより、規準の利用は想定利用者疑問の余地を与えない。

## 情報システム監査および保証業務基準 1008 規準

### 重要事項 続き

- **規範性がある**—規準は、該当領域において確立された規準を反映したもので、主題に適したのから入手すべきである。例えば、確立された規準には、専門職団体、業界団体、政府および規制当局が含まれる。
- **一般に利用可能である**—規準は、職業的専門家による報告書の利用者が利用可能なものとするべきである。例えば、ISACA、国際会計士連盟（IFAC）およびその他認知された政府または専門職団体等、会計および監査の専門職団体によって策定された基準。
- **すべての使用者に利用可能である**—規準が一般に利用可能でない場合、規準を、職業的専門家の報告書の一部を形成するアサーションを介してすべての利用者に伝達すべきである。アサーションは、監査を行えるように、適切な規準の要求事項を満たす、主題に関する記述で構成される。

適切性および利用可能性に加え、情報システム保証規準の選択においては、規準の利用および規準の潜在的な読者の観点から、情報源も考慮すべきである。例えば政府規制の取扱い時には、主題に適用される法令から表明されたアサーションに基づいた規準が最も適切であると考えられる。その他の場合、業界または事業者団体の規準が該当すると考えられる。候補となる規準の情報源は、検討すべき順に以下のとおりである。

- **ISACA が設定する規準**—これらは、IT ガバナンス、統制、セキュリティおよび保証業務の分野で認知されている国際的な専門家によるピアレビューを受け、完全なデューディリジェンスプロセスを経た、公的に入手可能な規準および基準である。
- **その他の専門家団体が設定する規準**—ISACA の監査規準と同様、これらは主題に関連しており、策定後に様々な分野の専門家によるピアレビューを受け、完全なデューディリジェンスを経ている。
- **法令によって設定された規準**—法令は規準の基礎を提供できるが、利用においては慎重な検討が必要である。表現が複雑であり、特定の法的意味を持つ場合が多い。多くの場合、要求事項をアサーションとして言葉を変えて説明する必要がある。さらに、法令に基づいた意見表明は通常、法律家によるのみ制限されているものである。
- **法の適正手続を経ずに事業体により設定された規準**—これらには、法の適正手続を経ずに、公開の協議や審議を受けることなく、他の事業体が策定した関連規準が含まれる。
- **情報システム監査または保証業務専用に策定された規準**—情報システムの監査または保証業務専用に策定された規準は適切であると考えられるが、このような規準が適切性規準、特に網羅性、測定可能性および客観性を満たすことを確保するように注意を払わなければならない。情報システム監査または保証業務専用に策定された規準はアサーションの形式をとる。

選択規準は慎重に検討すべきである。各国の法令を遵守することが重要であり、必須の要求事項とみなさなければならないが、多くの情報システム監査および保証業務には、法令の対象に含まれていない変更管理、IT 全般統制およびアクセスコントロールといった領域が含まれていることが認識されている。さらに、ペイメントカード業界等、いくつかの業界では、満たさなければならない必須の要求事項が定められている。法的要求事項が原則主義に基づく場合、職業

## 情報システム監査および保証業務基準 1008 規準

重要事項  
続き

的専門家は、選択した基準が業務の目的を満たすことを確実にすべきである。

業務の進行に伴い、追加的情報によって、特定の規準が目的の達成に必要なでなくなる可能性がある。このような状況において、規準に関連するそれ以上の作業は不要である。

用語

用語	定義
規準	<p>主題の測定および表示に利用され、これに照らし合わせて情報システム監査人が主題を評価するための、基準および指標。</p> <p>規準は以下の条件を満たすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 客観性－ 偏向がない</li><li>● 網羅性－ 結論を得るために関連するすべての要因を含む</li><li>● 目的適合性－ 主題に関連する</li><li>● 測定可能性－ 一貫した測定を規定する</li></ul> <p>証明業務においては、主題に関する経営者の書面によるアサーションを評価できる指標。業務実施者は、適切な規準を参照して主題に関する結論を形成する。</p>

ガイドラインへの  
リンク

種類	表題
ガイドライン	2008 規準

適用  
開始日

本 ISACA 基準は、2013 年 11 月 1 日以降に開始されるすべての情報システム監査および保証業務に適用される。